

夜間・休日の救急医療はルールを守って受診を

健康推進課 ☎25311

「救急の日」は、救急医療および救急業務に対する正しい理解と認識を深めるために定められています。

市では、市民の命と健康を守るために、医師会の協力により、きめ細やかな救急医療体制を整備しています。

■大崎市の救急医療体制

「救急医療」とは、「緊急の処置または治療が必要なけがや病气などに対して行われる医療」のことを言います。

市では、市民の急な病气やけがに備えて、大崎市医師会の協力により、三百六十五日ほぼ二十四時間の救急医療体制を整えています。

また、県北地域をカバーする大崎市民病院救命救急センターは、重症および重篤患者へ対応しています。

医療機関の機能分担と連携協調により、市民に必要な受診機会を提供し、健康を守り、安心を与えているこの体制は、ほかの自治体には見られないきめ細やかな体制として高い評価を受けています。

■救急医療の現状

患者の中には、「ずいぶん前からおなかが痛い」「普段病院からもらっている薬が欲しい」「平日は会社・学校に行っていて日中には病院にいけない」など、救急医療にそぐわないケースで来院する人もいます。

いわゆる「救急医療のコンビニ化」と呼ばれる状況が全国的な問題になっています。

■緊急時の備えとしての救急医療

救急医療体制は、急な病气やけがのためのものです。安易な受診は、夜間や休日の限られた医療体制の中で、一刻を争う患者の診療を奪うことにもなりかねません。

救急医療体制を守っていくためには、かかりつけ医を持ち、体調が悪いときには早めに受診するなど、皆さんの協力が重要です。

■子どもの救急

お子さんの急な病气や気になる症状について迷ったとき

には、次の電話またはホームページをご利用ください。

◎宮城県こども夜間安心コール
電話番号
〇二二・二二二・九三九〇
(ブッシュ回線、携帯電話からは#八〇〇〇)

◎利用日時
毎日午後七時～十一時
◎内容
おおむね十五歳までの子どもの急な病气および事故への応急方法を、経験豊富な看護師が助言

◎子どもの救急ホームページ
http://kodomo-qj.jp/

◎宮城県医療機能情報提供システム
http://medinf.mnic.or.jp/

◎内容
宮城県の救急医療体制(休日当番医)などの情報提供

国民年金の国庫負担の改正

市民課年金係 ☎26079
古川社会保険事務所 ☎231203

国民年金から支給される老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金には、国庫負担(国の負担)が含まれています。この国庫負担の割合が、平成二十一年四月以降の加入期間について、これまでの三分の一から二分の一に引き上げられました。

国庫負担が引き上げられたことで、免除期間がある場合の老齢基礎年金について、年金額の計算方法が変わります。老齢基礎年金は、免除を受けた期間で国庫負担分が全額支給される仕組みなので、

今回の引き上げで、これまでより国庫負担分の年金が多くなることになり、(表参照)一部免除(四分の一、半額、四分の三免除)は、保険料の一部を納付することで、残りの保険料が免除される制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、未納扱いとなるため、国庫負担分を受け取ることができません。

基礎年金に含まれる国庫負担を受け取れるように、国民年金の保険料は忘れずに納付しましょう。

表①保険料免除期間がある場合の老齢基礎年金の国庫負担の割合

免除の種類	平成21年3月以前の国庫負担の割合	平成21年4月以降の国庫負担の割合
4分の1免除(4分の3納付)	6分の5	8分の7
半額免除(半額納付)	3分の2	4分の3
4分の3免除(4分の1納付)	2分の1	8分の5
全額免除	3分の1	2分の1



高額医療・高額介護合算制度

■高額医療・高額介護

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療と介護両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

現在は、医療保険と介護保険の制度ごとに、高額療養費と高額介護サービス費で毎月の自己負担額を設定し、上限を超えた場合に、超えた分の金額を支給しています。

今後は、少しでも負担を軽くするため、医療と介護の一年間(毎年八月一日～翌年七月。平成二十年度は平成二十年四月～平成二十一年七月)の自己負担額を合算し、年度の限度額(表①参照)を超えた場合は、申請することで超過した額を支給します。

■支給要件

・自己負担額の有無

毎年八月一日～翌年七月三十一日までの一年間で医療保険と介護保険の両方に自己負担額があること。どちらか一つだけでは、対象となりません。

※同一世帯内であっても、対象年度の七月三十一日に加入している医療保険(国民

健康保険、後期高齢者医療制度、社会保険など)ごとに計算します。(図①参照)

・対象となる自己負担額

医療保険の自己負担額 実際を支払った一部負担金の額から、高額療養費の支給額を差し引いた額

介護保険の自己負担額

※病院の差額ベッド代は該当になりません。実際に支払った一部負担金の額から、高額介護サービス費の支給額を差し引いた額

■申請手続き

後期高齢者医療制度の被保険者

該当者には、十二月ごろ宮城県後期高齢者医療広域連合からお知らせが届きます。内容を確認し、申請してください。

国民健康保険の被保険者

該当者には、十二月ごろ大崎市保険給付課からお知らせが届きます。内容を確認し、申請してください。

ただし、平成二十年四月一日から平成二十一年七月

三十一日の間に、ほかの市町村から転入したり、ほかの医療保険から国民健康保険に移った人は、お知らせが届かない場合があります。そのときは、お問い合わせください。

社会保険などの被保険者およびその被扶養者 加入している医療保険へお問い合わせください。なお、申請に必要な「介護保険自己負担額証明書」の交付申請は、高齢介護課で行います。

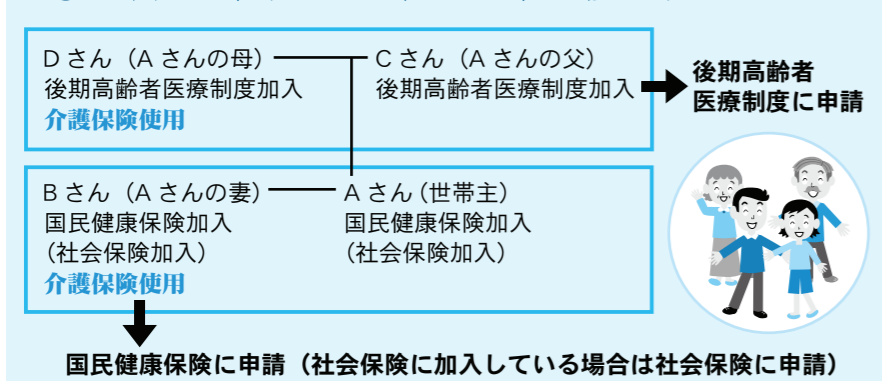
■問い合わせ

保険給付課 ☎26051
高齢介護課介護給付係 ☎236125

乳幼児・母子父子(1)、心身障害者医療費助成(2)、介護保険利用者負担助成(3)を受けている人へ

高齢介護合算療養費または高額医療合算介護サービス費が支給された場合は、助成額の一部を返還していただきます。(平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日までの支給分は、返還対象となりません)

図① 4人世帯(住民基本台帳上の世帯)の場合の例



表① 世帯の年間での自己負担限度額

※ () 内の金額は平成20年度のコピー

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険	国民健康保険(社会保険など)+介護保険(70~74歳)	国民健康保険(社会保険など)+介護保険(70歳未満)
現役並み所得者(上位所得者)	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者(住民税非課税世帯)	2	31万円(41万円)	34万円(45万円)
1	19万円(25万円)	19万円(25万円)	